

2024年度 長期脱炭素電源オークション募集要綱（案） の意見募集の開始について

2024年6月27日

容量市場の在り方等に関する検討会事務局※

※本検討会は、資源エネルギー庁と電力広域的運営推進機関の共同事務局により開催している。

- **長期脱炭素電源オークションの2024年度の開催**に向けて、制度検討作業部会（国の審議会）において検討が進められている。
- 国の審議会におけるこれまでの検討内容については、今後とりまとめが予定されている。
- 長期脱炭素電源オークションの募集要綱の案についても、国の審議会における検討内容を反映して、意見募集を行っていくことを予定している。
（このあと、国の審議会の中間とりまとめ案に関する意見募集と並行して、募集要綱の案についても意見募集を行うことを予定している）
- 本日は、今年度の「**長期脱炭素電源オークション募集要綱（応札年度:2024年度）**」の案、および「**長期脱炭素電源オークション容量確保契約約款**」の案について、主なポイントの報告を行う。

■ 容量市場では、関連する各種の文書類を公表・提供を行っている。今回は、2024年度長期脱炭素電源オークションに向けて「**長期脱炭素電源オークション募集要綱**」と「**長期脱炭素電源オークション容量確保契約約款**」が**意見募集の対象**となる。

関連文書等		概要		公表状況
容量市場 関連文書	容量市場 募集要綱 ※1※2	容量市場メインオークション 募集要綱	・メインオークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法等を規定	2024～27年度向け：公表済
		容量市場追加オークション 募集要綱	・追加オークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法等を規定	2024～25年度向け：公表済
		長期脱炭素電源オークション 募集要綱	・長期脱炭素電源オークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法等を規定	2023年度応札：公表済
	容量確保 契約書 ※1※3	容量確保契約約款	・メインオークションおよび追加オークションにおける容量提供事業者に求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を規定	公表済
		長期脱炭素電源オークション 容量確保契約約款	・長期脱炭素電源オークションにおける容量提供事業者に求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を規定	公表済
	容量市場 業務マニュアル ※1※2	メインオークションの参加登録・ 応札・容量確保契約書の締結編	・参加登録申請の手順、提出書類等について記載 ・メインオークションの応札情報の登録から、容量確保契約書の締結までについて記載	2024～27年度向け：公表済
		実需給前に実施すべき業務（全般）編	・余力活用契約・給電申合書等の締結、電源等情報の追加登録等について記載	2024～26年度向け：公表済
		電源等差替編	・電源等差替の手順、提出書類等について記載	
		実効性テスト編	・電源等リストの登録・実効性テストの手順、提出書類等について記載	
		容量停止計画の調整業務編	・容量停止計画の提出・作業調整手順等について記載	2024年度向け：公表済
		実需給期間中 リクワイアメント 対応(安定電源)(変動電源(単独)) (変動電源(アグリ))(発動指令電源)編	・算定諸元（容量停止計画、発電計画・発電上限等）の登録・アセスメント結果の確認等について記載	
		実需給期間中 ペナルティ・ 容量確保契約金額対応編	・ペナルティ・容量確保契約金額、支払通知書・請求書の確認手続等について記載	
		容量拠出金対応編	・容量拠出金（仮算定含む）、還元額、追加請求額の確認手続等について記載	

※1：初回策定や大きな変更時は意見募集を行います ※2：対象実需給年度毎に公表します ※3：対象実需給年度に依らず共通です

関連文書等		概要		公表状況
容量市場 関連文書	容量市場 業務マニュアル ※1※2	追加オークションの参加登録編	・参加登録申請の手順、提出書類等について記載	2024～25年度向け：公表済
		追加オークションへの応札・ 容量確保契約書の締結編	・追加オークションの応札情報の登録から、容量確保契約書の締結までについて記載	
		長期脱炭素電源オークション 参加登録・応札・契約締結編	・長期脱炭素電源オークションの参加登録や応札等について記載、等	2023年度応札：公表済
		その他は必要に応じ発行予定		必要に応じ公表予定
	容量市場 システム マニュアル※3	事業者情報・電源等情報登録 期待容量登録・応札・契約 電源等差替・実効性テスト ・容量停止計画編	・容量市場システムのログイン方法や入力方法、画面等、操作方法等について記載	公表済

※1：初回策定や大きな変更時は意見募集を行います ※2：対象実需給年度毎に公表します ※3：対象実需給年度に依らず共通です

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

4

①主な変更箇所（国の審議会での検討項目1/2）

主な反映事項

募集要綱<上段>・約款<下段>の反映箇所

■ 水素・アンモニア・バイオマスの上流側コストの扱い

- 海外製造や海上輸送といった上流側の固定費について、燃料費として支払う費用のうち、固定費と認められる合理的な説明があった部分については、本オークションの応札価格に算入可能とする。

上限価格に反映

—

■ 既設原子力の安全対策投資

- 2013年7月に施行された新規制基準に対応するための投資案件について、本オークションの対象に追加する。
※当該投資と併せて行うバックフィット投資や自主的安全性向上投資も算入可

募集対象（電源等要件）および上限価格に追加

—

■ 一般水力の最低入札容量

- 10万kW以上を対象としていた一般水力の新設・リプレース案件について、FIT・FIP制度の対象が3万kW未満であること等を踏まえ、3万kW以上10万kW未満の新設・リプレース案件を本オークションの対象に追加する。（3万kW以上に引き下げ）

募集対象（電源等要件）および上限価格に反映

—

■ 蓄電池・揚水の最低入札容量

- 本制度は原則10万kW以上の大規模電源投資案件を対象としているところ、初回オークションでは直近の蓄電池の導入状況から1万kW以上と設定していたが、初回オークションの応札状況を鑑み、3万kW以上に引き上げる。

募集対象（電源等要件）および上限価格に反映

—

■ 蓄電池に対する規律

- 事業実施能力を担保するため、蓄電池の導入支援事業（補助金）と整合性のある形で、事業規律の確保を求める。

様式（蓄電池に係る事業計画）を準備し、電源等情報の登録時に提出を求める

—

※上限価格については、今後、国の審議会において物価補正等の更新により再算定される予定

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

5

②主な変更箇所（国の審議会での検討項目2/2）

主な反映事項

募集要綱<上段>・約款<下段>の反映箇所

■ 脱炭素電源の募集量

今後、国の審議会で具体的に議論

- 国の審議会において、初回オークションの募集量400万kWを超える水準に設定する方向で議論中

募集量に反映

—

■ 募集上限

今後、国の審議会で具体的に議論

- 国の審議会において、以下の方向で議論中
 - ✓ 既設火力の改修は、初回入札と同じ水準100万kW
 - ✓ 蓄電池・揚水は、長周期変動にも対応しやすい長時間の運転継続ができる蓄電池の導入を促進していく必要性から、運転継続時間が3時間以上6時間未満の案件の募集上限と、運転継続時間が6時間以上の案件の募集上限に分けて設定
 - ✓ 既設原子力の安全対策投資は、再稼働を加速しつつ、脱炭素電源の新設・リプレイスを着実に進める観点から、一定の募集上限を設定する。

募集量および約定処理に反映

—

■ LNG専焼火力の募集量

今後、国の審議会で具体的に議論

- 国の審議会において、増加させる方向で議論中

募集量に反映

—

■ 他市場収益の還付割合

- 応札価格に織り込まれている事業報酬までの部分は95%還付としているところ、メインオークション価格が本オークションの契約単価のうち事業報酬を除いた額よりも高い場合、事業報酬の部分とメインオークション価格の重複部分は85%還付とする。

他市場収益の還付に反映

—

■ 供給力提供開始期限

- 供給力提供開始期限は、「法・条例アセス済・不要」が「それ以外」で差を設けているところ、海外の上流設備も対象となるため、海外の環境アセスメントの手続きの可否も含め、どちらに該当するか判断する。

供給力提供開始期限に反映

- LNG専焼火力についても国の審議会での議論中

今後、国の審議会で具体的に議論

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

6

③主な変更箇所（記載の明確化）

主な反映事項

募集要綱<上段>・約款<下段>の反映箇所

■リクワイアメントの可読性向上（供給力の維持）

- 「供給力の維持」について、容量停止計画（作業に伴う停止等）を提出する場合は、180日相当の停止や出力低下を認めているところ、無条件に180日間は供給力を提供しなくても問題ないといった誤認を防止する。

容量停止計画は、電源の維持・運営に必要な作業に伴い出力停止する場合等に限り提出するものであることを明記

■リクワイアメントの可読性向上（電気の供給指示への対応）

- 「電気の供給指示への対応」について、属地一般送配電事業者が直接的に出力の制御が可能な場合、リクワイアメント達成としているところ、専用線オンライン設備を具備した電源であれば無条件でリクワイアメント達成になるといった誤認を防止する。

専用線オンライン設備においても、電気の供給指示に応じて適切に出力制御されている場合にリクワイアメント達成となることを明記

※メインオークションと共通のリクワイアメントであり、メインオークションの募集要綱・約款にも反映する

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

7

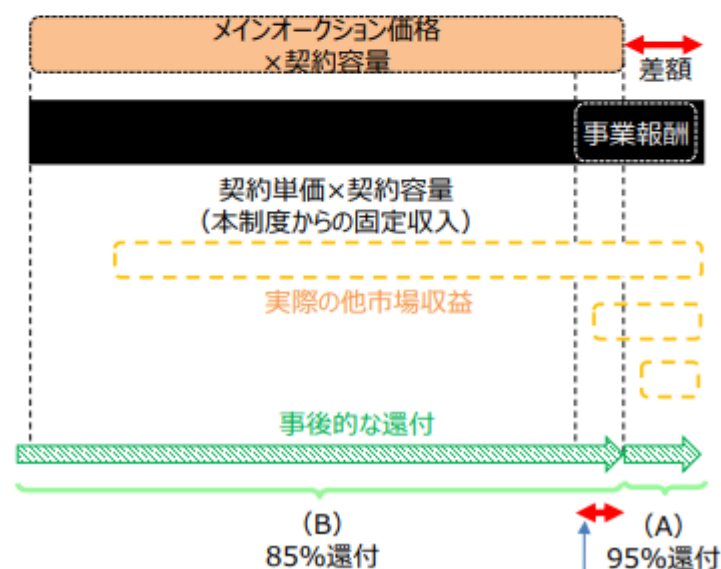
④国の審議会における検討資料より（他市場収益の還付割合）

第93回制度検討
作業部会資料より

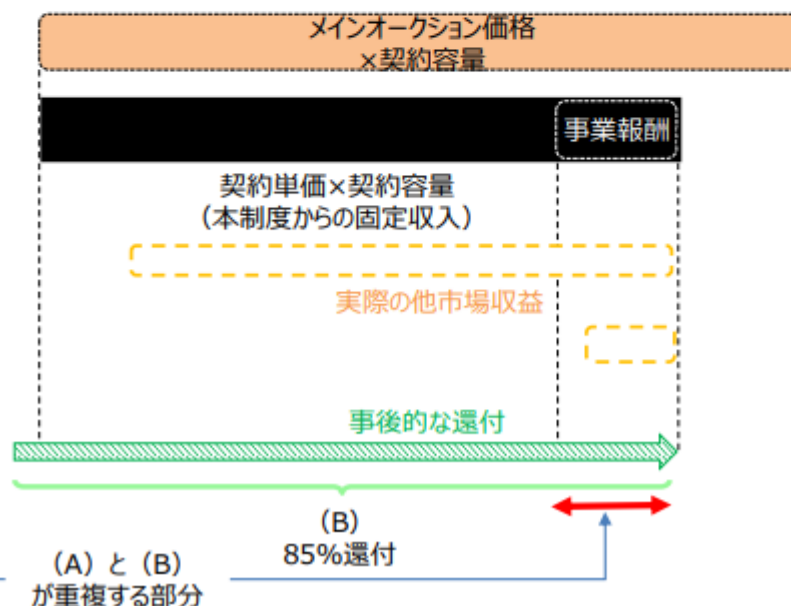
<全電源> 論点④ 他市場収益の還付割合について

- 左下の図のように、「契約単価－メインオークション価格 < 事業報酬」の場合は、(A)と(B)が重なり合うため、重複部分を(A)の95%還付とする方法と、(B)の85%還付とする方法の2通りが考えられる。この重複部分は、(B)を設定した趣旨（メインオークションよりも国民負担が小さくなる可能性がある）を踏まえ、(B)の85%還付とすることとしてはどうか。
- 右下の図のように、「契約単価－メインオークション価格 < 0」の場合にも、(A)と(B)が重なり合うが、上記と同様に、重複部分は(B)の85%還付とすることとしてはどうか。
- この整理は、第1回入札の落札電源でも該当しうることから、第1回入札の落札電源にも適用することとしてはどうか。

契約単価－メインオークション価格 < 事業報酬 となるケース



契約単価－メインオークション価格 < 0 となるケース



2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

⑤具体的な募集要綱・約款への反映状況

【募集要綱】 第3章 募集概要（既設原子力の安全対策投資）

<変更前>

（５）参加登録した事業者が登録可能な電源等

①脱炭素電源

容量を提供する 電源等の区分	電源等要件
安定電源	次のA. ～D. のいずれかに該当するもの A. 次の a. ～e. のいずれかの新設・リプレース （※1）に該当し、本オークションに参加 可能な設備容量（送電端）が 10 万キロ ワット以上（※2）の安定的な供給力を提 供するもの。 （略）



<変更後>

（５）参加登録した事業者が登録可能な電源等

①脱炭素電源

容量を提供する 電源等の区分	電源等要件
安定電源	次のA. ～D. のいずれかに該当するもの A. 次のa. ～d. のいずれかの新設・リプレース （※1） <u>又は既設の原子力電源の安全対策 投資</u> （※2）に該当し、本オークションに 参加可能な設備容量（送電端）が10万kW以 上（※3）の安定的な供給力を提供するも の。 （略）

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

9

⑤具体的な募集要綱・約款への反映状況

【募集要綱】 第3章 募集概要（一般水力および蓄電池・揚水の最低入札容量）

<変更前>

（５）参加登録した事業者が登録可能な電源等

①脱炭素電源

容量を提供する 電源等の区分	電源等要件
安定電源	次のA. ～D. のいずれかに該当するもの (略)
	D. 水力電源（ただし、揚水式に限る。）又は蓄電池の新設・リプレース（※7、8）に該当し、本オークションに参加可能な設備容量（送電端）が1万キロワット 以上（本オークションに参加可能な設備容量（送電端）で1日1回以上3時間以上の運転継続が可能な能力を有すること）であるもの。



<変更後>

（５）参加登録した事業者が登録可能な電源等

①脱炭素電源

容量を提供する 電源等の区分	電源等要件
安定電源	次のA. ～D. のいずれかに該当するもの (略)
	D. 水力電源（ただし、 <u>調整式</u> 、 <u>貯水式</u> 若しくは揚水式に限る。）若しくは、蓄電池の新設・リプレース（※9、10）又は既設の水力電源（ただし、揚水式に限る。）の大規模改修（※11）に該当し、本オークションに参加可能な設備容量（送電端）が <u>3万kW以上</u> （揚水式の水力電源又は蓄電池については、本オークションに参加可能な設備容量（送電端）で、1日1回以上連続3時間以上の運転継続が可能な能力を有するものに限る。）の安定的な供給力を提供するもの。

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

10

⑤具体的な募集要綱・約款への反映状況

【募集要綱】 様式4（蓄電池の事業規律）

<変更前>

記載なし

<変更後>

蓄電池に係る事業計画

※電源等情報登録時点で導入の可能性が最も高い蓄電池に関して、記載すること。電源等情報登録時に提出した以下の1～8の内容に変更が生じた場合には、落札後に再度本計画を提出し、以下の審査に合格しない限り変更は認められない。

※以下の事項について、資料を提出できない場合や、内容が不十分の場合には、応札を認めない場合がある。

※本計画の内容は電力・ガス取引監視等委員会へ連携し、応札価格の監視時の参考とする場合がある。

1. 導入予定の蓄電池のメーカー・型番
(略)

2. 安全設計
(略)

3. 発煙・発火の事故への対応
(略)

4. 公衆安全の確保
(略)

5. セキュリティ対策
(略)

6. 地元調整の状況
(略)

7. 廃棄物処理法上の広域認定取得
(略)

8. レジリエンス
(略)

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

11

⑤具体的な募集要綱・約款への反映状況

【募集要綱】 第3章 募集概要（募集量および募集上限）

<変更前>

(1) 募集量

ア 本オークションにおける脱炭素電源（以下「脱炭素電源」という。）の募集量は400 万キロワットになります。

※脱炭素電源の募集量 400 万キロワットのうち、既設火力の改修（アンモニア・水素混焼、バイオマス専焼）は100 万キロワット、揚水式水力・蓄電池は合計で 100 万キロワットを募集量の上限とします。

イ LNG 専焼火力の新設・リプレースの募集量は 2023～2025 年度の3年間で 600 万キロワットになります。

<変更後>

(1) 募集量

ア 本オークションにおける脱炭素電源（以下「脱炭素電源」という。）の募集量は●●万キロワット (kW) になります。

※脱炭素電源の募集量●●万kWのうち、既設火力の改修（アンモニア・水素混焼、バイオマス専焼）は●●万kW、揚水式水力・蓄電池（運転継続時間（※1）が3時間以上6時間未満のもの）合計で●●万kW、揚水式水力・蓄電池（運転継続時間（※1）が6時間以上のもの）合計で●●万kW、既設の原子力電源の安全対策投資は●●万kWを募集量の上限とします。

※1：期待容量等算定諸元一覧における連続発電可能時間の年平均値

イ LNG専焼火力の募集量は●●万kWになります。

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

12

⑤具体的な募集要綱・約款への反映状況

【約款】 第3章 権利および義務（他市場収益の還付）

<変更前>

第 28 条 還付

1. 容量提供事業者は、他市場収益※が正值となる場合は、他市場収益の一部を事後的に還付することが求められます。還付額は、他市場収益の多寡に応じて以下のように算定します。

① 応札価格に織り込まれている事業報酬（単位「円/年」）までの他市場収益は、95%を還付対象とします

② 「契約単価×契約容量」と対象実需給年度における「メインオークション価格（契約電源が立地するエリアの約定価格）×契約容量」の差額を超える部分の他市場収益は 85%を還付対象とします

③ ①と②の間の他市場収益は 90%を還付対象とします。
還付額は、上記に基づき算定された①と②と③の合計金額とします。

※：応札時の本オークションに参加可能な設備容量（送電端）から生じる実際の他市場収入と、当該部分の設備容量（発電端）から生じる実際の可変費から算出します。

<変更後>

第28条 還付

1. 容量提供事業者は、他市場収益※1が正值となる場合は、他市場収益の一部を事後的に還付することが求められます。還付額は、他市場収益の多寡に応じて以下のように算定します。

① 応札価格に織り込まれている事業報酬（単位「円/年」）までの他市場収益は、95%を還付対象とします。

② 「契約単価×契約容量」と対象実需給年度における「メインオークション価格（契約電源が立地するエリアの約定価格）×契約容量」の差額を超える部分※2の他市場収益は 85%を還付対象とします。

③ ①と②の間の他市場収益は90%を還付対象とします。
還付額は、上記に基づき算定された①と②と③の合計金額とします。

※1：応札時の本オークションに参加可能な設備容量（送電端）から生じる実際の他市場収入と、当該部分の設備容量（発電端）から生じる実際の可変費から算出します。

※2：契約単価からメインオークション価格（契約電源が立地するエリアの約定単価）を引いた値が応札価格に織り込まれている事業報酬より小さくなり、①と②が重複する部分は②として扱います。

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

13

⑤具体的な募集要綱・約款への反映状況

【約款】 第3章 権利および義務（供給力提供開始期限）

<変更前>

第13条 制度適用期間前のリクワイアメント
(略)

電源種ごとの供給力提供開始期限

電源種	供給力提供開始期限※
太陽光	5年（法・条例アセス済の場合：3年）後の日が属する年度の末日
風力、地熱	8年（法・条例アセス済の場合：4年）後の日が属する年度の末日
水力 （揚水式を含む）	12年（法・条例アセス済の場合：8年）後の日が属する年度の末日 多目的ダム併設型についてはダム建設の遅れを別途考慮

(略)

※：供給力提供開始期限は、本契約締結日を起算日とする。
価格差に着目した支援制度・拠点整備支援制度の両方又は片方の支援を前提に本オークションに参加する場合は、本オークションでの落札に伴う契約締結後、3年以内に両支援制度の両方又は片方の制度の適用を受けることが決定した日（3年を超える場合、本オークションでの落札に伴う契約締結日から起算して3年目の日）

<変更後>

第13条 制度適用期間前のリクワイアメント
(略)

電源種ごとの供給力提供開始期限

電源種	供給力提供開始期限※1※2
太陽光	5年（法・条例アセス済の場合：3年）後の日が属する年度の末日
風力、地熱	8年（法・条例アセス済の場合：4年）後の日が属する年度の末日
水力 （揚水式を含む）	12年（法・条例アセス済の場合：8年）後の日が属する年度の末日 多目的ダム併設型についてはダム建設の遅れを別途考慮

(略)

※1：供給力提供開始期限は、本契約締結日を起算日とする。
価格差に着目した支援制度・拠点整備支援制度の両方又は片方の支援を前提に本オークションに参加する場合は、本オークションでの落札に伴う契約締結後、3年以内に両支援制度の両方又は片方の制度の適用を受けることが決定した日（3年を超える場合、本オークションでの落札に伴う契約締結日から起算して3年目の日）

※2：海外の環境アセスメントも、法・条例アセスに含むものとする。

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

14

⑤具体的な募集要綱・約款への反映状況

【約款】 第3章 権利および義務（供給力の維持）

<変更前>

第 9 条 容量停止計画の提出と計画停止の扱い

1. 容量提供事業者は、本機関に対し、実需給月の前月末までに、翌月の容量停止計画を提出するものとします。
(略)

第 19 条 対象実需給年度のリクワイアメント

(略)

① 電源等の区分が安定電源の場合

(1) 供給力の維持

対象実需給年度において、契約電源をアセスメント対象容量以上の供給力を提供できる状態を維持すること
ただし、容量停止計画を提出する場合は、8,640 コマ（180日相当）を上限に、契約電源の停止またはアセスメント対象容量以下の出力を認めるものとします。



<変更後>

第 9 条 容量停止計画の提出と計画停止の扱い

1. 容量停止計画の対象は、以下の通りとします。

- ① 電源等の維持・運営に必要な作業に伴い出力停止等する場合※
- ② 流通設備作業等に伴い出力停止等する場合（高圧及び低圧等の流通設備作業は除く）
- ③ 地元自治体との協定の履行に伴い出力停止等する場合
※実需給の2年度前に提出する容量停止計画は、「電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン」における発電設備の定期補修及び中間補修に該当するものに限る

2. 容量提供事業者は、本機関に対し、リクワイアメントに定められた期日までに、容量停止計画を提出するものとします。
(略)

第19条 対象実需給年度のリクワイアメント

(略)

①電源等の区分が安定電源の場合

(1) 供給力の維持

対象実需給年度において、契約電源をアセスメント対象容量以上の供給力を提供できる状態を維持すること
ただし、第9条第1項に基づく容量停止計画※を提出する場合は、8,640コマ（180日相当）を上限に、契約電源の停止またはアセスメント対象容量以下の出力を認めるものとします。

※：容量停止計画の対象：電源等の維持・運営に必要な作業に伴い出力停止等する場合、および、流通設備作業等に伴い出力停止等する場合（高圧及び低圧等の流通設備作業は除く）、並びに、地元自治体との協定の履行に伴い出力停止等する場合

⑤具体的な募集要綱・約款への反映状況

【約款】 第3章 権利および義務（電気の供給指示への対応）

<変更前>

第 19 条 対象実需給年度のリクワイアメント (略)

① 電源等の区分が安定電源の場合

(3) 電気の供給指示への対応

対象実需給年度において、前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断された場合に、属地一般送配電事業者からの電気の供給指示に応じて、ゲートクローズ以降の発電余力を供給力として提供すること
ただし、以下のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。

- i. 属地一般送配電事業者との間で給電申合書等が締結されていない場合
- ii. 属地一般送配電事業者が直接的に出力の制御が可能な場合
- iii. その他、やむを得ない理由があり、本機関が合理的と認めた場合

<変更後>

第 19 条 対象実需給年度のリクワイアメント (略)

① 電源等の区分が安定電源の場合

(3) 電気の供給指示への対応

対象実需給年度において、前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断された場合に、属地一般送配電事業者からの電気の供給指示に応じて、ゲートクローズ以降の発電余力を供給力として提供すること
ただし、以下のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。

- i. 属地一般送配電事業者との間で給電申合書等が締結されていない場合
- ii. 属地一般送配電事業者と 専用線オンラインで接続され、かつ、直接的に出力の制御が可能な場合
- iii. その他、やむを得ない理由があり、本機関が合理的と認めた場合

3. 今後のスケジュール

①意見募集の実施

- 「**容量市場 長期脱炭素電源オークション募集要綱**（応札年度:2024年度）」と「**長期脱炭素電源オークション 容量確保契約約款**」の案については、このあと国の審議会の最新状況を反映し**7月に意見募集を開始**することとしたい。
- 意見募集でいただいたご意見を踏まえ、「容量市場 長期脱炭素電源オークション募集要綱（応札年度:2024年度）」と「長期脱炭素電源オークション 容量確保契約約款」を策定し公表していく。

募集要綱および約款に係るスケジュール	
(本日)	本検討会における募集要綱案および約款案の提示
↵	国の審議会における中間とりまとめ案の内容を反映
7月 (予定)	募集要綱案および約款案の意見募集の実施
8月	意見募集結果を踏まえた対応
9月 (予定)	募集要綱および約款の策定・公表

3. 今後のスケジュール

②2024年度のオークションのスケジュール概要

- 2024年度のオークションの開催については、参加登録を2024年10月頃に開始し、応札時期を2025年1月で予定している。
- 各日程については確定次第公表を行い、広域機関HPや容量市場かいせつスペシャルサイト、事業者説明会等でも発信を行っていく。

※ 記載の時期は確定前につき、目安

